

令和7年1月30日
北海道運輸局
自動車交通部
交通政策部

トラック・物流Gメンによる 「集中監視月間(令和6年11月・12月)」の取組結果 ～物流2024年問題の解消に向けて～

国土交通省では、令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけ、物流2024年問題の解消に向けた様々な取組を実施しています。このたび、北海道運輸局における取組をまとめましたので公表します。

取組結果(詳細は別紙参照)

○【荷主訪問による協力願い】

物流2024年問題の解消には、トラック事業者だけではなく、発着荷主企業、元請事業者、倉庫事業者などの連携が不可欠のため、物流拠点202か所(月平均の2.4倍)を訪問し、「物流2024年問題」「違反原因行為」「標準的運賃」に関するご理解とご協力を呼びかけました。

○【トラック事業者等への情報収集】

北海道トラック協会が選任したGメン調査員と合同でドライバーへの聞き取り調査及びトラック事業者、倉庫事業者に対し、訪問・電話によるプッシュ型情報収集を266件(月平均の4.7倍)実施しました。

○【違反原因行為の疑いのある荷主等への「働きかけ」】

トラック事業者等から入手した情報に基づき、違反原因行為の疑いのある荷主等に対し「働きかけ」を29件(月平均の5.8倍)実施しました。

※「働きかけ」の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを実施します。

「働きかけ」後も改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認められるときは、更なる法的措置の実施を含め適切に対応します。

【問い合わせ先】

〈トラック事業関係〉

○ 北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 (担当:砂田・高橋・三宅)
電話 011-290-2743

〈倉庫事業関係〉

○ 北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 (担当:松本・村上・片山)
電話 011-290-2726

北海道運輸局 トラック・物流Gメン

集中監視月間の取組結果 (令和6年11・12月)

トラック事業者、発着荷主企業、元請事業者、倉庫事業者などの関係者と連携し、国民生活に必要な物流網の維持に向けた取組を実施しています

1. 荷主訪問による協力願い

事前に決めたエリア一帯の荷主等の物流拠点を訪問し、「物流2024年問題」「違反原因行為」「標準的運賃」に関するご理解とご協力の呼びかけを実施

※ 荷主等のご担当者様が対応できる場合には取組状況をヒアリングし、好事例の収集や「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」などの周知も実施

〈訪問拠点数〉

令和6年4月～10月 292か所

集中監視月間11月・12月 202か所

室蘭管内の荷主訪問の様子は、TVニュースや各新聞などで報道されました

月平均の2.4倍！



2.トラック事業者等への情報収集

✓ トラック事業者、倉庫事業者に対し訪問・電話によるプッシュ型情報収集を実施

〈訪問・電話調査〉

令和6年4月～10月 197件
集中監視月間11月・12月 266件

月平均の4.7倍！

✓ 北海道トラック協会が選任したGメン調査員と合同でドライバーへの聞き取り調査を実施

令和6年12月2日 苫小牧TS
令和6年12月11日 十勝平原SA、道の駅おとふけ
令和6年12月20日 道の駅とうま
令和6年12月24日 函館新道、西大沼脱着チェーン場



各新聞などで
報道されました

✓ ドライバーの皆様へ寄り添いたく、名刺サイズの「目安箱案内カード」を配布
✓ 全道のSA・PAなどのデジタルサイネージにも掲載

トラックドライバーのみなさん、
「目安箱」に
相談してみませんか？

スマートフォン、携帯電話からのアクセスは
こちらのQRコードから

北海道運輸局
Hokkaido District Transport Bureau

「荷主」や「元請事業者」に関する

長時間の荷待ち 無理な到着時間の設定 過積載運行の要求

などの情報をお持ちの場合は、トラック・物流Gメンにお寄せください。
情報提供元が特定されないよう配慮いたします。

北海道運輸局
Hokkaido District Transport Bureau

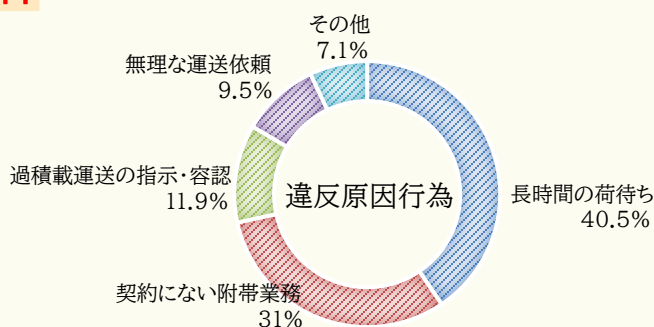
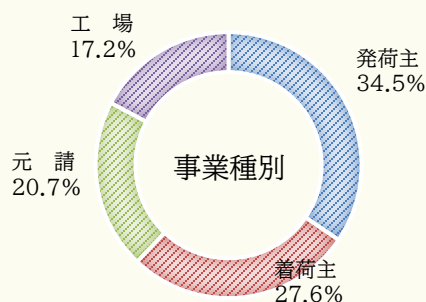
3. トラック事業者等から入手した情報に基づく、違反原因行為の疑いのある荷主等への「働きかけ」

違反原因行為とは、「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」「無理な運送依頼」などのトラック事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為

〈働きかけ〉

令和6年4月～10月 18件
集中監視月間11月・12月 29件

月平均の5.8倍！



※「働きかけ」の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを実施します。

「働きかけ」後も改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認められるときは、更なる法的措置の実施を含め適切に対応します。